

## 将来構想委員会設置に関する取り決め

第1条 盛岡カーリング協会（以下本協会）規約第6章第22条に基づき、本協会に「将来構想委員会」を設置する。

第2条（目的） この委員会は本協会が次の10年をよりよい形で歩むための諮問機関の役割を有する。そのために以下のことを検討する。検討結果は理事会へ上提する。

- ① 本協会が進むべき方向
- ② 女性競技者が長い間競技を継続できるための対策
- ③ カーリング専用施設設置について
- ④ その他必要と考えられる事項

第3条（委員） この将来構想委員会の委員は正会員の中から会長が委嘱する。

第4条（役員） この委員会の委員長・副委員長は委員の中から会長が委嘱する。

第5条（期間） この臨時委員会の設置期間は、2年とし2年毎に見直す。

### 附則

1 この取り決めは、平成22年7月27日の理事会で承認を受け、平成22年8月21日の通常総会后より正式施行する。